

公の施設の指定管理者の指定の件（母子生活支援施設及び保育所）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の種類、名称及び位置並びに指定管理者

種類	名称	位置	指定管理者
母子生活支援施設	札幌市しらぎく荘	札幌市白石区 菊水5条2丁目	札幌市中央区大通西19丁目札幌市社会福祉総合センター内 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会 理事長 箭原 恭子
保育所	札幌市しせいかん保育園	札幌市中央区 南3条西7丁目	東京都千代田区神田神保町2丁目17番地 社会福祉法人救世軍社会事業団 理事長 ケネス・メイナー
	札幌市二十四軒南保育園	札幌市西区二 十四軒1条4丁目	札幌市西区発寒9条11丁目1番20号 社会福祉法人発寒子どもの園 理事長 小川 聡子
	札幌市大通夜間保育園	札幌市中央区 大通東4丁目	札幌市中央区大通東4丁目5番1号 社会福祉法人ろうふく会 理事長 古川 隆之

2 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、しらぎく荘及びしせいかん保育園ほか2保育所の指定管理者を指定するため、本案を提出する。